

見附市告示第60号

見附市人工透析通院費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市人工透析通院費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市人工透析通院費助成事業実施要綱（平成22年見附市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。以下「福祉タクシー事業実施要綱」という。」を削る。

第5条中「定額とし、福祉タクシー事業実施要綱第4条第2号に規定する利用券2枚分の額」を「、2,000円」に改める。

第6条第3項中「同条第1項」を「第1項」に改める。

第8条中「前条の各号」を「前条各号」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。